

ACUITY **LAW**

DISPUTES
NEWSLETTER

April-June 2022

acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 破産倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税(GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2022年4月から6月までの間の四半期における、仲裁紛争の動向に関する最新情報についてまとめました。インド最高裁判所および各高等裁判所が下した重要な判決は、以下のとおりです。

ORDERS PASSED BY THE HIGH COURTS (HC)

1) CLAIMS UNDER A CONTRACT NOT ADDRESSED IN PREVIOUS ARBITRATION ARE NOT BARRED FROM FURTHER /FRESH ARBITRATION

Matter: *M/s Orissa Concrete and Allied Industries Ltd. V. Union of India*

Order dated: 05 April 2022

Summary:

M/s. Orissa Concrete and Allied Industries Ltd. (**OCAI**)は、Union of India and Ors. (**UOI**)から枕木製造の入札を受注しました。当事者間の契約に沿って、OCAIは注文品の一部を製造し、UOIに発送しました。しかし、UOIは契約を解除し、紛争が発生しました。契約解除を不服としたOCAIは、契約で定められている仲裁を申し立て、既に納入した枕木の補償を求め、当該申し立てに関して、仲裁廷はOCAIに有利な裁定を下しました。その後、OCAIは、発送されなかった枕木/注文品に関する処理のため、デリー高等裁判所に対して、新たな仲裁廷の任命を求む旨の別の申し立てを行いました。当該申し立てに対し、UOIは、当事者間の契約に関しては既に裁定が下されており、OCAIが再び仲裁に加わることはできないとして無効を主張しました。

デリー高等裁判所は、OCAIが提起した申し立ての性質に着目し、前回の仲裁におけるOCAIの申し立てとは明らかに性質が異なるものであると判断しました。今回の申し立ては、発送されなかった枕木に限定されており、この点に関しては前回の仲裁において裁定は下されていなかったとしました。加えて、当事者間の契約は、追加の紛争を仲裁に委ねることを何ら制限するものではないことについても指摘しました。これらの背景から、デリー高等裁判所は、前回の仲裁で言及されなかった未解決の問題を裁くため、新たな仲裁廷を任命しました。

2) JUDICIAL OFFICER BELOW THE RANK OF DISTRICT JUDGE CONFERRED WITH THE POWER TO DECIDE ARBITRATION MATTERS IS NOT CONTRARY TO ARBITRATION ACT

Matter: *MG Mohanty & Anr. v. State of Odisha & Ors.*

Order date: 08 April 2022

Summary:

MG Mohanty & Anr. v. State of Odisha & Ors.において、2015年商事裁判所法(CC法)と1996年仲裁調停法の規定の解釈や相互作用に懸念を抱く複数の異なる事業者から、5件の令状請願が提出されました。オリッサ州法務局は、通達により、CC法に基づく管轄権及び権利行使権限を、民事裁判所(上級部)に付与しました。これは、商事裁判所の権限が民事裁判所(上級部)に付与されたことを意味します。当該通達を受け、地方セッション裁判所は、一部の仲裁申し立てを民事裁判所(上級部)に移管しました。申し立て人らは、仲裁法第9条、第14条および第34条に基づく事項は、地方裁判所以下の管轄では決定できないと主張しました。通達に記載の裁判所管轄権と仲裁法の間には矛盾が生じている可能性があるとの理由で、オリッサ高等裁判所に対し、令状嘆願が提出されました。

オリッサ高等裁判所が提起した問題は、仲裁法においては反対の規定があるにもかかわらず、CC法の下、地方裁判所以下の裁判官に仲裁問題を取り扱う権限を付与することができるか否か、でした。

オリッサ高等裁判所は、CC法を改正する通達と仲裁法の間には明らかな矛盾はないとして、地方裁判所以下の裁判官が仲裁問題を取り扱う権限を与えられることは十分にあり得ることを、例を挙げて説明しています。また、両法の目的は紛争の迅速な解決であり、CC法は後に制定された法であるという事実を踏まえ、仲裁法はCC法に譲歩すべきものであるとして、申し立てては却下されました。

3) JUDGMENTS PASSED BY FOREIGN COURTS MUST BE RESPECTED BY THE INDIAN COURTS, UNLESS THE SAME FALLS UNDER THE EXCEPTIONS PROVIDED UNDER THE INDIAN CODE OF CIVIL PROCEDURE, 1908

Matter: *Toshiaki Aiba, as the Bankruptcy Trustee of the estate of Vipin Kumar Sharma v. Vipin Kumar Sharma and Anr.*

Order date: 26 April 2022

Summary:

本事案は、Toshiaki Aiba 氏が Vipin Kumar Sharma 氏の管財人として、日本の破産法の規定を適用してデリー高等裁判所に提訴されたものです。当該訴訟は、インドにある Vipin Kumar 氏の特定の財産を管理するために提起されましたが、被告の一人が原告却下の申請を行いました。デリー高等裁判所における主な争点は、(i) Vipin Kumar 氏を破産者と宣言し、Toshiaki Aiba 氏を管財人に選任する旨の東京地裁の裁定は、非相互地域国の裁判所が下したものであるとして、インドにおいて何らかの証拠価値を持つか否か、及び(ii)インドの裁判所は、外国の当事者によって提起された訴訟について、日本の法律で禁止されていることを理由に却下することができるか否か、でした。

(i)に関して、デリー高等裁判所は、管財人である Toshiaki Aiba 氏は、東京地裁の判決をインドで執行しようとしているのではなく、日本で破産宣告を受けた Vipin Kumar 氏の財産を管理すべく行動しているにすぎない、と判断しました。従って、外国の裁判所が下した裁定は、インド民事訴訟法 1908(CPC)に規定されている限定的例外に該当することが示されない限り、インドの裁判所において尊重されなければならない、としました。

(ii)に関して、デリー高等裁判所は、CPC の下では、訴えが「法律("any law")」によって禁止されている場合、原告の訴えは却下され得るとしました。しかしながら、ここでいう「法律("any law")」とは、インドの法律に関するものであり、外国の法律に関するものではありません。このため、インドの裁判所は、外国の当事者によって提訴された訴訟について、日本の法律で禁止されていることを理由に却下することはできないとして、原告却下の申請を棄却しました。

4) ORDER RELATING TO TRIBUNAL'S OWN JURISDICTION CANNOT BE TERMED AS INTERIM ORDER, AND SHALL BE SUBJECT TO CHALLENGE UNDER SECTION 34 ONLY AFTER REMAINING ISSUES ARE ADJUDICATED UPON

Matter: *Board of Trustees for the Syama Prasad Mookerjee Port, Kolkata v. Marinecraft Engineers Private Limited*

Order date: 17 May 2022

Summary:

Syama Prasad Mookerjee Port, Kolkata の評議会(**the Board**)は、Tug Bijoy Singha の 4 年毎の調査と乾ドック修理を行う目的で、Marinecraft Engineers Private Limited (**Marinecraft**) に入札を発注しました。その最中、当事者間で紛争が生じ、「零細企業」である Marinecraft は、MSME 法に基づき、当該紛争を零細中小企業円滑化評議会に付託しました。調停手続きが失敗に終わったため、MSME 法の規定に沿う形で、仲裁のためカウンシルに付託されました。the Board は、契約に基づく仲裁はすでに発動しており、カウンシルは現在の紛争を決定する管轄権を有さないとして、異議を唱えました。しかし、当該主張はカウンシルに却下され、当該決定は「暫定的裁定」とされました。これらの背景の下、the Board は、仲裁法に基づきコルカタ高等裁判所に対して、上記「暫定的な裁定」に異議を申し立てる旨の上訴を提出しました。

コルカタ高等裁判所は、カウンシルが下した裁定は自身の管轄権に関わるものである、としました。すなわち、これは暫定裁定でも最終裁定でもないため、仲裁法第 34 条に基づき異議を申し立てる資格はありません。従って、コルカタ高等裁判所は、カウンシル/法廷そのものに係る管轄権に関する裁定は暫定的な裁定ではなく、仲裁判断が下される前に異議を申し立てることはできないとして上訴を棄却しました。

5) AN ARBITRAL TRIBUNAL CANNOT RE-WRITE THE TERMS OF A COMMERCIAL CONTRACT

Matter: *Union of India, Ministry of Railways, Railway Board & Anr. v. Jindal Rail Infrastructure Ltd.*

Order date: 23 May 2022

Summary:

インド鉄道(**Railways**)と Jindal Rail Infrastructure Ltd(**JRIL**)の間で、Railways から JRIL に対して一定数のワゴンの製造と供給を発注する旨の契約が締結されていました。当該契約において、Railways は、契約期間中は同価格及び同条件で発注数量を増減できる権利を留保していました。そのため、Railways は契約料金を変更することなく、JRIL にワゴンの追加発注を行いました。その間、Railways は、より多くのワゴンの供給と製造のための入札をより高い金額で実施しました。JRIL は、当該ワゴンの二重価格設定に不満を持ち、仲裁を申し立てました。

仲裁廷は、ワゴンの価格が製造のためのコストより低く、その後の入札でワゴンの改訂料率が上昇したことが判明した場合、契約料率を改訂することなく JRIL に追加発注するための契約上の権利を行使で

きたとは言えず、契約価格と追加ワゴンとの市場価格の差額について、Railways は JRIL に補償する義務がある、としました。Railways はこれを不服として、デリー高等裁判所に異議を申し立てました。

デリー高等裁判所は、Railways は契約期間中にワゴンの数量を特定価格で増額する権利があり、JRIL はこれに同意していた、としました。当事者間の商業契約は、当事者の一方が後にそれを実行することが商業的に不可能であると判断したことを理由に回避することはできない点に着目し、仲裁廷は商業契約の条件を書き換えることはできず、仲裁判断を覆すことはできない、と結論付けました。

6) CLOSE RELATIONSHIPS FOR THE PURPOSE OF DETERMINING INDEPENDENCE AND IMPARTIALITY OF AN ARBITRATOR ONLY INCLUDE BLOOD RELATIONS

Matter: *Himanshu Shekhar v. Prabhat Shekhar*

Order date: 31 May 2022

Summary:

Himanshu Shekhar v. Prabhat Shekhar において、宝石装飾品の製造・販売という家業に従事する Himanshu(A)と Prabhat(B)という 2 人の兄弟間で紛争が発生しました。A と B は、2021 年 10 月 4 日付けの合意に基づく形で紛争を仲裁に付託し、仲裁人(Arbitrator)を任命しました。2021 年 10 月 4 日付けの合意には、仲裁人は仲裁の当事者ではないが、A と B の兄弟姉妹である Vivek Shekhar の娘の義父(C)であるという点で、両当事者と関係を有することが明確に記載されていました。当該任命通知を受け、仲裁人はこれを受諾し、その独立性と公平性に関して、仲裁法に従って必要な宣言を行いました。

しかしながら、仲裁手続の最中、A は、仲裁人は B と関係があり、判決を下す際に公平性の問題や偏りを及ぼす可能性があるとして、仲裁人に対して、手続からの離脱を求める申し立てを行いました。仲裁人はこの主張を退け、その任を継続しました。これを不服とした A は、デリー高等裁判所に対し、仲裁人は B と関係があるため当該紛争に関与する資格を有さないとして、仲裁人の職務権限を抹消するよう申し立てを行いました。

デリー高等裁判所は、A は、仲裁人の任命は B の「近親者」であることが原因であると主張するが、近親者関係の定義は全く異なるものである、としました。複数の国際的情報ソースを参照し、近親関係

とは、配偶者、兄弟姉妹、子供、親または人生のパートナー、すなわち、出生、結婚または養子による関係に限定されると結論付けました。従って、デリー高等裁判所は、仲裁人は B の近親者ではなく、当該紛争の仲裁人として行動する資格を有する、と判断しました。

Authors: Souvik Ganguly; Renjith Nair; Altamash Qureshi; Gayatri Ramchandran; Richa Phulwani; Niyati Bhogayta

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon

Off Ganpatrao Kadam Marg

Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in